

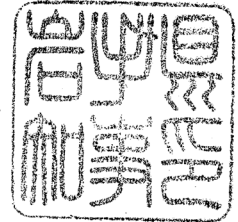
水 振 第 1 5 4 号

令和 7 年 5 月 15 日

岩手海区漁業調整委員会

会長 亘理 榮好 様

岩手県知事 達増 拓也



知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

岩手県漁業調整規則（令和 2 年岩手県規則第 66 号）第 4 条第 1 項第 2 号、第 11 号及び第 14 号に掲げる知事許可漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項及び同規則第 11 条第 1 項に掲げる事項に関する制限措置を次のとおり定めたいので、同法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。



担当 農林水産部水産振興課
漁業調整担当（松川）
電話：019-629-5806
FAX：019-629-5824
E-mail: tamayama@pref. iwate. jp

なまこ漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第2号に掲げる次のなまこ漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和7年 月 日

岩手県

1 なまこ漁業

(1) 許可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類			操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可をすべき漁業者の数
	水産動植物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法						
なまこ漁業 (なまこ潜水器漁業及び繁殖期なまこ漁業を除く。)	なまこ	かぎ、たも	第一種共同漁業権の漁業権者から同意を得た海域	8月1日から3月31日まで	—	—	久慈市、下閉伊郡普代村、九戸郡洋野町又は九戸郡野田村に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者又は当該漁業権者から操業の同意を得ている者	定めなし
							宮古市、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡岩泉町又は下閉伊郡山田町に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者又は当該漁業権者から操業の同意を得ている者	定めなし
							釜石市又は上閉伊郡大槌町に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者又は当該漁業権者から操業の同意を得ている者	定めなし
							大船渡市又は陸前高田市に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者又は当該漁業権者から操業の同意を得ている者	定めなし

なまこ潜水器 漁業（繁殖期 なまこ漁業を 除く。）	なまこ	潜水器	第一種共同漁業権の 漁業権者から同意を 得た海域	8 月 1 日 か 3 月 31 日 まで	—	—	久慈市、下閉伊郡普代村、九戸郡洋野町又は九戸郡 野田村に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁 業権の漁業権者	定めなし
							宮古市、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡岩泉町又は下 閉伊郡山田町に住所を有し、操業区域に係る第一種 共同漁業権の漁業権者	定めなし
							釜石市又は上閉伊郡大槌町に住所を有し、操業区域 に係る第一種共同漁業権の漁業権者	定めなし
							大船渡市又は陸前高田市に住所を有し、操業区域に 係る第一種共同漁業権の漁業権者	定めなし

(2) 許可を申請すべき期間
通年

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和7年8月1日（令和7年8月2日以降の場合は許可の日）から令和8年3月31日までとする。

イ この許可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) なまこ漁業（なまこ潜水器漁業及び繁殖期なまこ漁業を除く。）

a 網漁具（たも網を除く。）を使用して採捕してはならない。

b 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

(イ) なまこ潜水器漁業（繁殖期なまこ漁業を除く。）

a 網漁具（たも網を除く。）を使用して採捕してはならない。

b 日没から日の出までの間は、操業してはならない。

c 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長に提出するものとする。

なまこ漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第2号に掲げる次のなまこ漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和7年 月 日

岩手県

1 なまこ漁業

(1) 許可すべき漁業者の数その他の制限措置

	漁業種類		操業 区域	漁業 時期	推進 機関 の馬 力数	船舶 の 総ト ン数	漁業者の資格	許可すべ き漁業者 の数
	水産動植 物の種類	漁具の種 類その他 の漁業の 方法						
なまこ潜水器 漁業（繁殖期 なまこ漁業を 除く。）	なまこ	潜水器	第二種共同漁業権二共第1 号漁場の免許区域内の海域	8月 1日 から 3月 31日 まで	—	—	久慈市、下閉伊郡普代村、九戸郡洋野町又は九戸郡野田村に住所を有する者のうち、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ているもの	1

(2) 許可を申請すべき期間

令和7年6月16日から令和7年7月18日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和7年8月1日から令和8年3月31日までとする。

イ この許可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) ・・・・と・・・を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域）以外の海域においては、操業してはならない。

(イ) 網漁具（たも網を除く。）を使用して採捕してはならない。

(ウ) 日没から日の出までの間は、操業してはならない。

(エ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所を所管する当該広域振興局水産部の長に提出するものとする。

エ 許可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可をする者を定めるものとする。

なまこ漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第2号に掲げる次のなまこ漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和7年 月 日

岩手県

1 なまこ漁業

(1) 許可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	漁業種類		操業 区域	漁業 時期	推進 機関 の馬 力数	船舶 の 総ト ン数	漁業者の資格	許可をす べき漁業 者の数
	水産動 植物の 種類	漁具の種類 その他の漁 業の方法						
なまこ漁業 (なまこ潜水 器漁業及び繁 殖期なまこ漁 業を除く。)	なまこ	かぎ、たも	第一種共同漁業一共 第15号に隣接する漁 業権が設定されてい ない海域	8月 1日 から 3月 31日 まで	—	—	久慈市に住所を有する者	10
			第一種共同漁業一共 第103号に隣接する漁 業権が設定されてい ない海域				下閉伊郡岩泉町に住所を有する者	45
			第一種共同漁業一共 第105号に隣接する漁 業権が設定されてい ない海域				宮古市に住所を有する者	20
			第一種共同漁業一共 第106号に隣接する 漁業権が設定されて いない海域				宮古市に住所を有する者	75

(2) 許可を申請すべき期間

令和7年6月16日から令和7年7月18日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和7年8月1日（令和7年8月2日以降の場合は許可の日）から令和8年3月31日までとする。

イ この許可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

（ア） 網漁具（たも網を除く。）を使用して採捕してはならない。

（イ） 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長に提出するものとする。

エ 許可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可をする者を定めるものとする。

いか釣り漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項11号に掲げる次のいか釣り漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和7年 月 日

岩手県

1 いか釣り漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

	漁業種類		操業 区域	漁業 時期	推進機関 の馬力数	船舶の 総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
	水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法						
いか釣り漁業	いか	釣り	岩手県 沖合海面	1月1日から1月31日、6月1日から12月31日まで	制限なし	5トン以上30トン未満	北海道内に住所を有し、岩手県沖合海面におけるいか釣り漁業の操業等に関する協定に参加する者	1

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年5月22日から令和7年6月23日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、許可の日から令和8年2月28日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 電気設備の集魚灯に使用する電球の総設備容量は、180キワット以下でなければならない。

(イ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

ウ 許可等を受けようとする者は、その住所地を所管する都道府県知事の意見書を添えて別に定める書類を水産振興課総括課長に提出するものとする。

エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した船舶の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

いるか突棒漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第14号に掲げる次のいるか突棒漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和7年 月 日

岩手県

1 いるか突棒漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類			操業 区域	漁業 時期	推 進 機 関 の馬力数	船舶の 総トン数	漁業者の資格	許 可 また は 起 業 の 認 可 を す べ き 船 舶 等 の 数
	水 産 動 植 物 の 種 類	漁具の種類 その他の漁 業の方法						
いるか突棒漁 業	いるか	突棒	岩 手 県 沖 合 海 面	1 月 1 日 から 4 月 30 日まで 及 び 11 月 1 日か ら 12 月 31 日まで	制限なし	20 トン未 満	岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下閉伊郡普代村、九戸郡洋野町又は九戸郡野田村に漁業根拠地を有する者	5
							岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡岩泉町又は下閉伊郡山田町に漁業根拠地を有する者	16
							岩手県内に住所を有する者のうち、釜石市又は上閉伊郡大槌町に漁業根拠地を有する者	10

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年6月16日から令和7年7月18日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和7年8月1日から令和10年7月31日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 乳飲み稚いるか又は稚いるかを伴う雌いるかを捕獲してはならない。

(イ) いしいるか（りくぜん型いしいるかを含む。）を除く鯨類を捕獲してはならない。

(ウ) 捕獲したいるかは、八木港、久慈港、田老港、山田港、大槌港、釜石港又は大船渡港に陸揚げしなければならない。

(エ) いるか資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長に提出するものとする。

エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した船舶の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。